

議案第 20 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立大洲保育園の項及び市川市立富貴島保育園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の表の改正規定（市川市立大洲保育園の項を削る部分に限る。）並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定 令和 7 年 11 月 1 日

(2) 次項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 2 条の表の改正規定（市川市立富貴島保育園の項を削る部分に限る。）並びに附則第 4 項及び第 6 項の規定 令和 12 年 4 月 1 日

（保育の利用に係る資格及び定員に関する経過措置）

2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に、市川市立富貴島保育園（以下「富貴島保育園」という。）において、乳幼児（小学校就学の始

期に達するまでの者をいう。以下同じ。)の保育の利用を受けることができる者は、市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる乳幼児とする。この場合において、条例第2条の表市川市立富貴島保育園の項中「90名」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	条例第3条各号のいずれかに該当する乳幼児であって、令和2年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれたもの	77名
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	条例第3条各号のいずれかに該当する乳幼児であって、令和3年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれたもの	62名
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	条例第3条各号のいずれかに該当する乳幼児であって、令和4年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれたもの	42名
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	条例第3条各号のいずれかに該当する乳幼児であって、令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれたもの	21名

（保育料に関する経過措置）

- 3 令和7年11月1日前に市川市立大洲保育園（以下「大洲保育園」という。）に係る条例第5条第1項、第2項又は第3項に規定する保育の利用の承諾を受けた保護者及び同日前に本市が大洲保育園において同条第4項に規定する措置を行った乳幼児又はその扶養義務者が納付すべき同条に規定する保育料については、なお従前の例による。
- 4 令和12年4月1日前に富貴島保育園に係る条例第5条第1項、第2項又は第3項に規定する保育の利用の承諾を受けた保護者及び同日前に本市が富貴島保育園において同条第4項に規定する措置を行った乳幼児又はその扶養

義務者が納付すべき同条に規定する保育料については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 5 大洲保育園に係る令和7年11月1日前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 富貴島保育園に係る令和12年4月1日前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

老朽化した大洲保育園の園舎を建て替えて同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため公の施設としての供用を廃止するとともに、園舎の老朽化、地域の保育需要等を勘案し富貴島保育園を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。